

田原市都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2第1項に規定する市町村の都市計画に関する基本方針を定めるため、組織及び運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 田原市都市計画マスタープランの作成について、調査・審議するため、田原市都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第3条 委員会は、学識経験者、市民、各種団体等の代表者として市長が委嘱する12名以内の委員をもって構成する。

2 委員の任期は、委嘱日から平成21年3月31日までとする。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 市民・各種団体等代表者

2 前項に規定する者のほか、愛知県都市計画課の職員をオブザーバーとして委嘱することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(策定部会)

第7条 委員会にその専門的事項を調査研究させるため、田原市都市計画マスタープラン策定部会（以下「策定部会」という。）を置く。

2 策定部会は、別表1に掲げるものによって構成する。

3 策定部会に部会長を置き、部会長は都市整備部長をもって充てる。

4 部会長は、策定部会の事務を掌理し、策定部会の経過及び結果を委員長に報告する。

(幹事会)

第8条 策定部会にその所管事務に係る専門的事項を審議させるため、田原市都市計

画マスタープラン策定幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表2に掲げるものによって構成する。
- 3 幹事会に幹事長を置き、幹事長は街づくり推進課長をもって充てる。
- 4 幹事長は、幹事会の事務を掌理し、幹事会の経過及び結果を策定部会に報告する。
（関係者の出席）

第9条 委員会、策定部会及び幹事会には、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる
（庶務）

第10条 委員会、策定部会及び幹事会の庶務は、田原市都市整備部街づくり推進課において処理するものとする。
（雑則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年7月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

別表 1

田原市都市計画マスタープラン策定部会

職	名
総務部長	建設部長
政策調整監	都市整備部長
環境部長	水道部長
経済部長	消防長

別 表 2

田原市都市計画マスタープラン策定幹事会

職	名
企 画 課 長	土 木 課 長
エコエネ推進室長	街づくり推進課長
環 境 衛 生 課 長	公 園 緑 地 課 長
企 業 立 地 担 当	建 築 課 長
商 工 観 光 課 長	下 水 道 課 長
農 政 課 長	防 災 対 策 室 長